

構造改革特別区域の第23次提案等に対する政府の対応方針

平成25年10月11日
構造改革特別区域推進本部

構造改革特別区域法第3条第3項に基づき、平成25年3月15日から4月15日までの間、構造改革特別区域（以下「特区」という。）に係る第23次提案の募集を実施し、政府においてそれぞれの提案における規制改革要望について検討を行った。

また、これまでの特区の提案に対する政府の対応方針において「関係府省庁が今後検討を進める」とされた規制改革事項等についても、政府において取りまとめを行った。

これらを踏まえ、以下のような対応方針をとることとする。

1. 全国において実施する規制改革事項

特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項は、別表1のとおりである。

2. 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項

関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項は、別表2のとおりである。これらについては、関係府省庁はその検討内容及び進捗状況について内閣官房に所要の報告を行い、内閣官房は、提案の趣旨を損なわないよう適切にフォローアップしていくものとする。

3. その他

地方公共団体や民間事業者等から提案を受けた事項のうち、今回対象とはならなかったものについては、全てが特区で講じられる規制の特例措置等としてなじまないものとして整理をしたものではない。今後、地方公共団体や民間事業者等の更なる提案も受けながら、必要に応じて「実現するためにはどうすれば良いか。」という方向で、検討を深めていくものとする。

別表1 全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項〔B-1、B-2、B-地 分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
9-135	救急救命士による血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与	救急救命士法（平成3年法律第36号）第44条 救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）第21条	救急救命士による血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与について、救急救命士の行う救急救命処置に加える旨の省令改正を行う。 【平成22年1月29日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成22年10月14日付構造改革特区推進本部決定において実施時期を「平成22年度中を目途に結論」と設定し、さらに平成23年10月28日付構造改革特区推進本部決定において実施時期を「平成25年度中を目途に結論」と改めて設定したもの】	平成25年度中	厚生労働省
9-136	救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液	救急救命士法（平成3年法律第36号）第44条 救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）第21条	救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液について、救急救命士の行う救急救命処置に加える旨の省令改正を行う。 【平成22年1月29日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成22年10月14日付構造改革特区推進本部決定において実施時期を「平成22年度中を目途に結論」と設定し、さらに平成23年10月28日付構造改革特区推進本部決定において実施時期を「平成25年度中を目途に結論」と改めて設定したもの】	平成25年度中	厚生労働省
9-137	基準病床数を算定する際の加減算についての権限付与	医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項、第5項及び第6項 医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の2 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の30及び第30条の31 医療法第30条の4第2項第11号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等（昭和61年厚生省告示第165号）	全国知事会との協議の上、過剰病床地域における増床に現行の特定病床の特例を活用することとし、特例病床の協議を早めるため、都道府県に対してあらかじめ算定式を示した通知を発出した。 【平成23年10月28日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「全国知事会と適宜調整の上、平成24年度中を目途に結論」とされていたもの】	平成25年4月	厚生労働省

別表1 全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項〔B-1、B-2、B-地 分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
9-138	特例病床の許可に際して必要な厚生労働大臣への協議の廃止	<p>医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第7項</p> <p>医療法施行令(昭和23年政令第326号)第5条の3及び第5条の4</p> <p>医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の32の2第1項</p>	<p>全国知事会との協議の上、特例病床の協議を早めるため、都道府県に対してあらかじめ算定式を示した通知を発出した。</p> <p>【平成23年10月28日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「全国知事会と適宜調整の上、平成24年度中を目途に結論」とされていたもの】</p>	平成25年4月	厚生労働省
9-139	医療用ソフトウェアの単独医療機器化に向けた定義の見直し	薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第4項	<p>医療用ソフトウェア等を医療機器として位置付けること等を内容とする薬事法改正法案を平成25年通常国会に提出し、継続審議中である。</p> <p>【平成24年8月21日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成24年度検討・結論」とされていたもの】</p>	<p>薬事法改正時</p> <p>※現在、通常国会に提出し、継続審議中</p>	厚生労働省
9-140	介護福祉士実務者研修(6月研修)を実施する養成施設に係る設置計画書及び指定申請書の届出期限の短縮	<p>社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第125号)第3条による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号</p> <p>社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針別添2-Ⅱ-3</p>	<p>設置計画書の提出期限については、現行、9か月前までとしているところ、既に介護福祉士養成施設等の指定を受けている場合については、これを8か月前までとし、指定申請書の提出期限については、現行、6か月前までとしているところ、これを3か月前までとする旨の通知を発出する。</p>	平成25年度中	厚生労働省

別表1 全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項〔B-1、B-2、B-地 分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
12-102	新車登録前の輸入自動車(型式指定制度)に対する限定された変更の容認	<p>道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第75条第4項</p> <p>自動車型式指定規則(昭和26年運輸省令第85号)第10条第3項</p>	<p>同一型式の範囲内において、完成検査終了証発行済みの型式指定車にアクセサリを装着した場合、再度保安基準の適合性を確認し安全性が認められた場合に限り、引き続き、完成検査終了証を有効とすることとし、通達の改正を行う。</p> <p>【平成24年8月21日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成24年度中に結論」とされていたもの】</p>	平成25年9月を目処に取扱いを定める	国土交通省
12-103	インポーター等を封印取付代行者として容認	<p>道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第28条の3、第105条</p> <p>道路運送車両法施行令(昭和26年政令第254号)第15条</p> <p>道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第12条、第13条「封印取付け委託要領の全面改正について」(平成18年10月4日国自管第86号)</p>	<p>一定の新車整備施設を有するインポーターを封印取付受託者として容認する旨の通知を発出した。</p> <p>【平成24年8月21日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「「ナンバープレートのあり方に関する懇談会」の結果を踏まえ、平成24年度中を目途に結論」とされていたもの】</p>	平成25年3月(措置済)	国土交通省
12-104	従属発電のための水利使用に関する登録制の導入	<p>河川法(昭和39年法律第167号)第9条、第23条、第24条、第26条第1項</p>	<p>河川から取水した農業用水等を活用した小水力発電(従属発電)のための水利使用について、河川の流量への新たな影響が少ないことから、申請者の負担を大幅に軽減するため、現行の許可制度に代わり、新たに登録制を導入する。そのための所要の法改正を行った。</p> <p>【平成24年8月21日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成24年度検討、可能な限り速やかに措置」とされていたもの】</p>	平成25年6月12日公布	国土交通省

別表1 全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項〔B-1、B-2、B-地 分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
12-105	小水力発電のための水利使用の許可手続の簡素化	河川法(昭和39年法律第167号)第9条、第23条、第24条、第26条第1項 河川法施行令(昭和40年政令第14号)第2条、第20条の2、第40条	一定の小水力発電について、水利使用の許可権限を移譲するため、水利使用区分を大規模な水力発電とは異なる取扱いとする。そのための所要の政令改正を行った。 【平成24年8月21日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成24年度検討・結論、結論を得次第措置」とされていたもの】	平成25年4月1日施行	国土交通省

別表2 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等〔F分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
412	公共施設アセットマネジメントによる地方債の特例	地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条	地方財政法第5条においては、地方債の対象を将来世代にも効用が及ぶ公共施設等の建設事業などに限定しており、このことと公共施設等の計画的な管理における除却との関係を慎重に整理する必要がある。なお、仮に地方債の対象とする場合でも、構造改革特区で対応すべきか、全国的に展開すべきかなどの対応方法を検討する必要がある。	平成25年度中を目途に結論を得る	総務省
813	獣医師の重要性の高まりに対応した獣医学教育を行う大学獣医学部の設置の認可	「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」(平成15年文部科学省告示第45号)	平成24年3月、文部科学省において「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」を設置。その後、同協力者会議が今後の獣医師養成の在り方について、入学定員の在り方を含めた検討を行い、本年3月末に「これまでの議論の整理～教育改革の進捗状況と獣医師養成の在り方について～」を取りまとめたところ。 本報告書では、入学定員も含む今後の獣医師養成の在り方について、獣医師養成についての議論は特区制度にはなじまないため、全国的見地から行うのが前提であるということ、また、獣医系大学全体の定員等については、獣医学関係者をはじめ、隣接分野や関連分野の専門家等を含め、さらに広く意見を得ていく必要があるということ等が提言された。今後は、本提言を踏まえつつ、獣医学教育の改善・充実方策について、入学定員の在り方も含め、引き続き、平成25年度中を目処に速やかに検討を行う。 【平成22年3月25日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成23年10月28日付構造改革特区推進本部決定において実施時期を「平成24年度中を目途に速やかに検討」と改めて設定したもの】	平成25年度中を目処に速やかに検討	文部科学省

別表2 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等〔F分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
413 814	公立大学法人の業務範囲の拡大（附属学校の設置・運営）	学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条、同附則第5条 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第21条、第70条	教育委員会制度の趣旨である中立性、継続性、安定性の関係や、義務教育費の国庫負担との関係、構造改革特区の地域特性の関係等多岐にわたる課題について引き続き検討・整理を行い、その結果を踏まえ対応する（平成25年度中に結論を得ることを目指す）。 【平成23年10月28日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成24年度中を目処に速やかに検討」とされていたもの】	平成25年度中に結論を得ることを目指す	総務省 文部科学省
953	児童入所施設等の措置費の徴収金の収納事務の私人委託	地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項 児童福祉法（昭和22年法律第164号）	児童福祉法において、児童入所施設等の措置費の徴収金の収納事務について、私人に委託することが可能となる趣旨の規定を加えることについて、その実施時期を含めて検討していくこととする。	平成25年度から提案者への意向調査等の改正に向けた検討作業を開始し、その結果に応じて、次回の児童福祉法の関連内容改正時に併せて、所要の措置を検討する	厚生労働省
1233	民間事業者による有料道路事業（道路整備特別措置法）の運営の実現	道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）	民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とするため、愛知県において行う事業実施に向けた検討を踏まえ、道路整備特別措置法の特例を設けることなどについて具体的な検討を進める。 【平成24年8月21日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成25年5月を目途に結論」とされていたもの】	平成25年度目途に検討・結論	国土交通省